HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	台湾の対外経済関係に関する考察 ： 規制下の台・中間の経済相互依存と規制緩和
Author(s)	李, 嗣堯
Citation	經濟學研究, 56(4), 87-113
Issue Date	2007-03-08
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/20023
Type	departmental bulletin paper
File Information	ES_56(4)_87.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

経済学研究　56−4
北海道大学　2007. 3

台湾の対外経済関係に関する考察

――規制下の台・中間の経済相互依存と規制緩和――

李　　嗣　堯

はじめに

台湾は，1970 年代以後，アジア NIEs の外資依存型輸出志向工業化を体現する一つの典型例として経済発展の視角から注目されてきたが，現在は中国の台頭に規定される「両岸関係」との関係で注目を集めている。「両岸関係」は，一方では中国の成長に伴う東アジアの国際諸関係がいかに展開するかを規定し，同時に「政冷経熱」とされる日中関係に共通の問題領域を本質的に含むからである。

両岸の経済関係は台湾の規制緩和と中国の改革・開放とともに急速に展開してきた。1990 年 10 月よりそれまで台湾当局に禁止されていた中国投資は第三国・地域経由での条件の下で開放され，翌年の 1991 年から台湾側の対中関係統計が公表されて以来，台湾企業の対中投資総額（認可ベース）が翌年の 1992 年に速くも台湾企業の対外投資先のトップの座を占めた。その後も年々増加する傾向を見せた（図 1 を参照）。台湾企業の対中投資は 2002 年の台湾の対外投資総額に占めるシェアの 50%を突破して以来，2004 年にも高い伸びを記録し，2004 年の台湾企業の対中投資額は前年比 51%もの増加となっており，台湾の対外投資総額に占めるシェアも 67. 2%に達している。そして 2005 年の対中国投資の対外投資全体に占める比率は認可ベースでの金額で 71. 05%にも及んだ。このように中国は台湾企業の海外投資先として最も重要な国となっている。

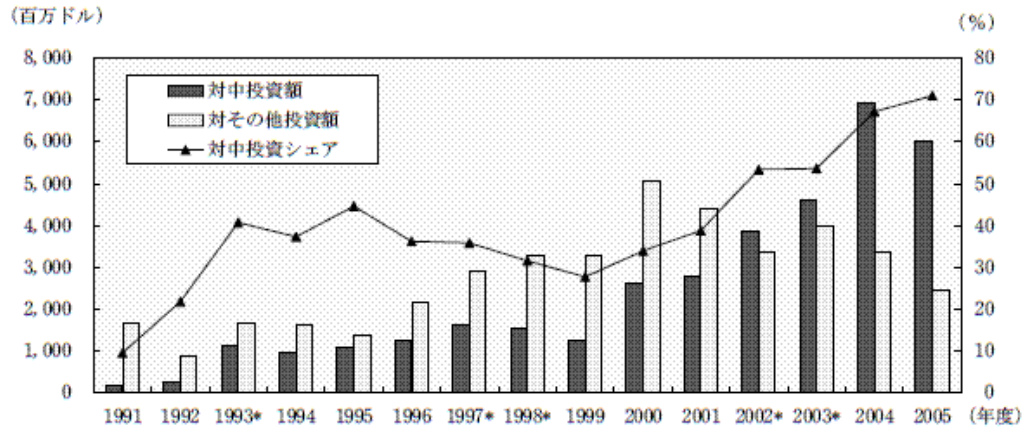

（出典）『歴年核准華僑及外國人投資・對外投資・對大陸投資統計年報』（各年版），『華僑及外國人投資・對外投資・對大陸投資統計月報』（2005. 12月期）をもとに作成。
（注）*過去の投資に対し追認登記が行われた年度だが，ここでは各年度の登記実態を反映するようにその数値を入れないことにしている。

図 1　台湾企業対中国投資登記推移

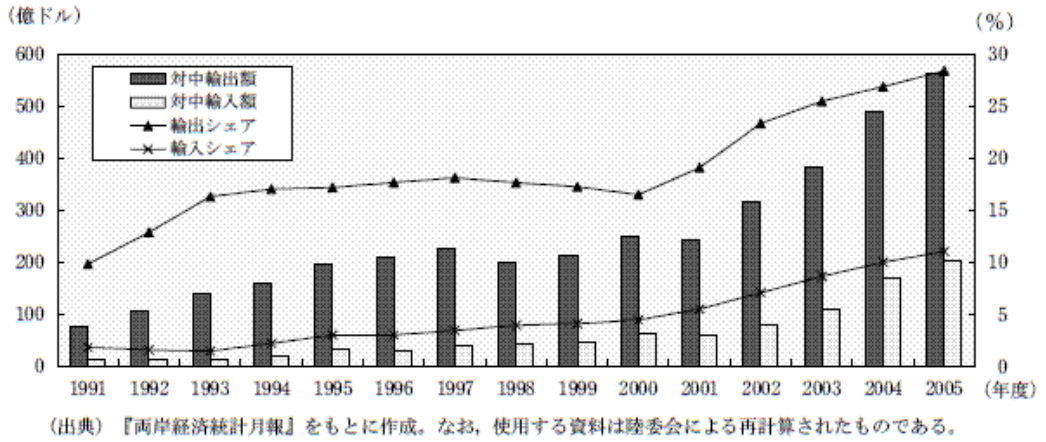

（出典）『両岸経済統計月報』をもとに作成。なお，使用する資料は陸委会による再計算されたものである。

図２　台湾の対中国貿易推移

対中国貿易について，1987 年に台湾政府が大陸親族訪問を認めたあと，台・中両岸の貿易交流は一段と頻繁になり，また多額の対中国投資に伴う産業内貿易[1)]も増えたため，台・中両岸貿易総額は同年以降，1998 年と 2001 年を除いて年々高い伸びを維持した（図２を参照）。2002 年に対中国輸出はアメリカを超え，中国は台湾の輸出先のトップになっている。これは貿易立国としての台湾が中国と経済的に緊密な関係にあるもう一つの指標とも言える。2004 年の台・中両岸貿易総額は，616 億 4 千万ドルに達し，そのうち台湾から中国への輸出は，449 億６千万ドル，中国から台湾への輸入は 166 億８千万ドルである。台湾の輸出総額に占めるシェアも 2003 年 24. 52%から 2004 年には 25. 83%に上昇している。輸入総額に占めるシェアも 8. 61%から 9. 93%に拡大している。

このように，台湾と中国がますます経済的に緊密な関係にある中で，台・中経済関係の研究も多く行われてきた。台・中経済関係の研究について，張 栄豊（1992）「台湾からみた海峡両岸経済交流」，石田 浩（1993）「台湾の経済成長と中台関係」，「台湾資本の中国進出と両岸経済関係の進展」，高 長（1994）「台湾と大陸中国との経済関係についての分析」，朝元照雄（1996）「台湾の対中国投資の進展－対立から民間交流へ－」，石田 浩（1999）「中台経済交流の歴史とその展望」，「香港返還後の中台経済交流の展望」，涂 照彦（2000）『台湾の選択－両岸問題とアジアの未来－』などの研究がある。これらの研究はいずれも確実な成果を残し，示唆も多く優れた研究であると評価できる。1990 年代前半の研究については台・中経済交流が始まってまもなくの時期の研究であるから，現在の台・中経済関係を検討する際，その後の展開の考察が必要である。また，石田 浩（1999）は，「開発独裁」の枠組みを超えた経済歴史的な手法で台湾経済の構造と展開を検討したうえで，中台経済の交流とその展望を検討してきたが，対中規制に関する考察は十分とは言えない。涂 照彦（2000）は，2000 年の総統選挙の結果による両岸関係の考察にとどまらず，アジア全体の近い将来に対して重大性を秘めているのではないかという問題認識に基づいてその文脈を

1）陳 美菊，李 淑麗（2003）の研究によると両岸の貿易は大陸投資と密接な関係を持っており，産業内貿易程度についても産業内貿易係数でみると 1995 年の 26. 78%から 2002 年の 35. 13%に拡大したと指摘されている。そのほかにも多数の研究結果によって同じ結論が導かれた。たとえば，左 原（1996）の研究がそれにあたるものである。

探ったうえ，台湾の行方（選択肢）について国際関係論から中国との統一の方がアジア全体の利益になると結論づけた。同年の政権交替が実現されて以来，台湾当局の対中政策や台・中関係もそれに伴って大きく変化しつつある。現在の台湾の選択を考える際，台・中関係にある両岸政策の推移を考慮したうえでの考察が必要であると考えられる。

台・中経済関係は，殊に「政冷経熱」情況が10年近くに及んでおり，地域的な安全保障システムの欠如の中での対外依存型の成長という東アジアが内包する問題を考察するカギをなしている。また，かつて，外資依存型輸出志向工業化は，ほとんど「自由貿易」と同義に扱われてきたが，その後の台湾を含む東アジアの発展は，市場志向的発展と同義に扱われてきた。このため，台湾の対外経済規制とその緩和の過程に十分の注意が払われてきていない。だが，規制を含む対外経済関係の発展と規制緩和の過程こそがこの10年にわたる市場志向的な台湾経済を特徴付けているとも言える。しかも，そうした規制とその緩和の主な対象は中国であり，両岸関係の特質を理解するのに，規制下での相互依存の展開と規制緩和の性格を理解することは，両岸関係における「政冷経熱」の構造理解に不可欠である。

本稿は，台湾行政院大陸委員会が公表する台湾政府の対中経済政策の発言・内容・計画・報告，対中投資・貿易などの経済政策に関わる法律・弁法及び原則をデータの中心に，また，台湾国内政界・民間・学界などの意見・研究をまとめ，以下のように考察していくことにする。Ⅰでは台湾の対中経済政策の史的展開過程を5段階に分けて考察する。Ⅱにおいては2001年以降の規制緩和策－「積極開放・有効管理」及び対中規制政策の現状を考察することにする。Ⅲにおいて規制をめぐる主要な係争点を検討する。おわりには結論として今後の規制問題について考えるとともに今後の課題を提示する。

Ⅰ　台湾の対中経済政策の沿革

1949年，中華人民共和国[2]が成立し，中華民国[3]を代表する国民党政府側は内戦に敗れて台湾に移った。その後，中国・台湾という二つの地域は台湾海峡を隔て，社会経済体制とイデオロギーを異にし，それぞれに全中国の正統政権を主張する政府を抱えて対峙しあって約40年間，台湾海峡両岸の分裂体同士の関係が続いてきた。1987年10月15日に，ついに大陸親族訪問が解禁となった。この解禁を先頭に，その後も大陸訪問対象範囲の拡大から貿易・投資などの対中ビジネスの開放に至るまで次々と解禁されることとなった。また，中国経済は改革開放を実施して以来，高成長が続き，中国の経済成長に伴って巨大市場である中国の国内市場も台湾を含めて世界から注目を集めた。これを背景に，両岸の経済貿易関係は日一日と密接になっていった。しかし，台湾当局は中国とは特別な関係があるため，中国との関係，企業の要請及び経済発展の需要などに応じて数多くの対中経済貿易対応策を打ち出してきた。台湾当局のその対中経済貿易政策は，どのようにして変わってきたか，またその政策はどのように策定されたか。以下，まず，台湾当局の大陸に対する経済貿易政策を五つの段階に分けて検討する。

第1段階（～1987年[4]）：全面的禁止時期

第1段階は1987年の規制緩和開始までの

2）台湾では，台湾の対中国関係の法律・組織など広い領域において中国を大陸と呼ぶことにする。本文で大陸と記述したものはすべて中国を意味している。

3）中華民国を台湾と呼ぶのが一般的であり，ここでは法律の引用など特別な理由がない限り，すべて台湾を使うことにする。

4）1987年を区切りとしたのは1987年11月までに台湾住民が法律的に大陸へ出入りすることができなかったからである。1987年11月に大陸に親族のいる台湾住民の大陸里帰りを解禁し，これは1988年1月13日に亡くなった当時の総統蒋経国が決断した，彼以外にできない重大な決定である。

両岸敵対期である。この期間，台湾政府は台湾地区が戒厳時期にあり，中国共産党を反乱組織として扱い，そして大陸側との商業と貿易行為を「共産党に資金を提供する」違法行為と看做し，大陸とは「接触しない，談判しない，妥協しない」という「三不政策」を採っていた。両岸における経済貿易の交流は政治的な対立により殆んど禁止されていた。そうした禁止状態は，米中国交回復と中国における文革の終焉にもかかわらず，またその終焉に踵を接した蒋 介石の死後も継続された。

この時期の台湾当局の中国に対する主な経済貿易政策は1977年に公布された「匪偽物品を取り締まる処理弁法」にはじまる。それ以前にはそもそも具体的な政策や法自体が存在しなかったとも言えるが，「処理弁法」は，香港経由の漢方薬品・薬材および一部の農工原料の輸入を除き，税関当局が大陸製品と判断した場合は没収するとあらためて定めたのであった。さらに輸出に関して1985年に当局は「香港・マカオ地区の中継経済貿易に関する三つの原則[5)]」を発表し，台湾からの貨物について，香港・マカオのような中継地を経由した輸出に干渉しないことを宣言した。しかしながら貿易可能な品目はまだわずかとはいえ，事実上，民間による中継貿易方式での貿易は80年代に認可されはじめた。1987年5月に重要農工原料27品目の大陸からの間接輸入が解禁され，警備総司令部による輸入検査は免除された。

第2段階（1988〜1992年）：間接貿易で交流していた時期

両岸関係は，1988年1月の蒋 経国総統の死後に新たな段階に入る。当局はこの段階で行政命令を両岸の経済貿易活動の規範にし，一般国民の大陸親族への訪問や通信・通話および間接的な中国への送金を開放することのほかに，経済貿易政策では，まず，間接貿易の適用内容の幅を広めた。1989年6月に経済部は過去に公布した行政命令を整理して「大陸地区生産品の管理弁法」を制定し，公布した。正式に大陸生産品の間接輸入を定めた弁法で管理し開放したのである。輸出に関して1990年8月に「大陸地区に対する貨物の間接輸出の管理弁法」を公布し，一部のハイテク製品を除き，一般的な生産品の大陸への間接輸出を開放した。投資に関しては，1990年に「大陸地区に対する迂回投資及び技術提携の管理弁法」を公布し，企業の第三地区を経由する迂回方式による大陸への投資を開放した。そして，このような過程に対応するかのように1991年4月に当局は中国との内戦終結宣言を行ったのである。

この段階には，大陸側の対台湾企業への積極的な呼びかけがなされたが，伝統産業（主に労働集約的産業）がほかの開発途上国に比べ比較優位を失いつつあったことから台湾企業は中国に新しいビジネス機会を求めようとしていた。その結果として，台湾と大陸の間に様々な問題が表面化し，解決策が求められるようになった。しかしながら，これらのことを法的に管理する基準は乏しく，当局が公布した行政命令を規範にこれらの問題への対応がなされた。

第3段階（1992〜1996年）：法律による制度化が図られた時期

1992年9月18日に「台湾地区と大陸地区の人民関係条例[6)]」が公布された。これは台湾の対中政策に重要な転換をもたらすこととなった。

5）三つの原則のあと二つは，「中共とは直接通商を認めないこと」と「企業は中共の機構及び人員との接触，商談，交易，契約及びその他の商業行為を認めないこと」である。

6）これは，台湾側が両岸経済貿易に関して初めて法律によって規範を定めたものであり，両岸人民の往来および関係する問題を処理する法律の元となった。この条例に基づき，「大陸地区において従事する投資及び技術提携の許可弁法」，「台湾地区と大陸地区における貿易許可弁法」，「台湾地区と大陸地区における金融業務往来許可弁法」，「台湾地区與大陸地区における保険業務往来許可弁法」，「大陸地区での商業行為に従事するための許可弁法」などの両岸経済・貿易に関係する行政命令が公布された。

台湾当局が緊密になりつつある台・中経済交流関係を，従来の行政命令ではなく法制化によって管理していく意思をそれは示したからである。貿易については，依然として第三地区での企業を経由する間接貿易しか許されないが，台湾当局が大陸地区からの輸入可能品目リストを公告し，許可証を発行する方式が採られた。投資については大陸への投資の範囲をサービス業にまで開放したが，第三地区経由での投資のみを認められ，事前の許可申請方式が採られた。

この段階において，台湾当局は法律の整備を通して両岸経済貿易についてその実態を把握した上で開放するようになった。この政策的な開放によって両岸間の経済貿易が強化され，台湾企業の大陸への投資ブームがもたらされた。しかし，まもなく当局は過度な中国市場への依存及び中国への投資を懸念し始め，1994年に「南向政策」[7]を呼びかけるまでに至った。大陸に集中している投資を東南アジア地域に分散し，過度な中国依存のリスクを低めようとしたのである。

第4段階（1997～2000年）：戒急用忍（対中経済関係抑制）時期

1995年の李 登輝総統が米国へ非公式訪問したこと[8]を契機に，「一国家二制度」による統一を目指す中国と，二つの政治実体が存在する現状と両者の対等性を重視する台湾の政治姿勢の違いが決定的になった。中国は李総統への個人攻撃を展開すると同時にミサイル演習による威嚇も繰り返し行い[9]，無論のこと，台・中間の関係は急速に冷え込んだ。こうした状況下，1996年9月14日に李 登輝総統は中華民国工業総会第三回全国経営者大会での談話において両岸関係に関してはじめて「戒急用忍（急がず忍耐強く）」の政策が必要だと言及し，同年12月23日から28日までに「国家発展会議」が開かれ，会議の後に「同会議両岸関係コンセンサス」がまとめられた。その中で，両岸経済貿易の構築について，「中国側が依然として我々に対し敵意を持っているため，両岸経済貿易の発展に関し格別に政治的なリスクを考慮しなければならない。ゆえにわが国の国家安全及び両岸間の平和が維持できる前提の下に漸進的に関係政策を推進すべきである。」などの原則が示され，その原則に基づき翌1997年7月に「大陸地区において従事する投資及び技術提携の審査原則」という新たな大陸投資規範[10]が経済部により公布された。

ただし，「戒急用忍」政策は，先行段階における両岸経済関係の発展に逆行するかに見えるが，対中投資に一定の枠をかけはしたものの抑制に向かうものでなかったことに注意する必要がある。「大陸投資新規範」の内容を見る限り，1件につき5千万ドルを越す投資，およびダム，発電所，飛行場，鉄道，道路，港湾など高額なインフラに対する投資に制限を加えたもので，一部の大企業に影響が生じたものの中小

7）南向政策は，1993年11月に台湾の経済部が策定したものである。台湾企業の過度の中国依存を回避するため，南アジアとの経済関係を強化することによって投資を南方（東南アジア等）に誘導し，中国経済の不安定要因がもたらすリスクの分散を図ろうというものである。

8）中国は，この訪問を台湾が国際的空間を切り開き，台湾の存続と独立をはかろうとしたと考えたからである。

9）1995／6／7～1996／8／5の間に人民日報新華社で合わせて13回の李 登輝に対する批判的な文章が載せられ，7回のミサイル発射をはじめとする軍事演習が行なわれた。陸委会『両岸大事記（1912.1－2005.12）』

10）その重点は，1．インフラ・ハイテク関連投資に対する規制の厳格化が行われた。2．新たな審査原則として，企業の大陸投資の「累積金額」（投資金額を差し引くことができる方式）あるいは「比例上限」（すなわち，企業の規模による対中国投資の自己資本に占める比率は，規模が大きければ大きいほど，低い「比例上限」。）が定められた。3．1件あたりの投資金額について5千万ドルを上限にする新たな審査基準が定められた。4．経済部が明確かつ具体的な審査指標を定め，曖昧な内容の投資申請に対し，公平かつ科学的な審査を実施する。

企業にはほとんど実質的な影響はなかったのである。

第５段階（2001 年～）：「積極開放・有効管理」時期

2000 年の総統選挙中に民進党陳 水扁は，公表した選挙公約の一つ「跨世紀中国政策白皮書」において両岸の経済貿易政策原則[11] を定めた。当選後，陳 水扁総統は，国内企業のグローバル経営戦略の一環として中国投資の需要に応えるため，2001 年８月に「経済発展会議」を開催し，そこで「積極開放・有効管理」政策を現段階での大陸経済貿易政策の主軸にするという結論を導いた。９月 26 日の会議最終日には，経済発展会議両岸組のコンセンサスが発表されたが，それは「台湾優先」，「グローバル的な産業戦略」，「台湾・大陸の互恵関係」，「リスク管理」などの四つの項目を基本原則とするほか，両岸の経済貿易及び投資について「戒急用忍」政策は「グローバルな視野，戦略的開放」の原則によって，「積極開放，有効管理」に改めるべきだとして，投資項目開放の決定をはじめ，「資金の活性化」，「WTO の加盟に伴う「三通」の協商・推進」，「大陸住民の台湾への観光の開放」などの提案を明らかにしたのである。

同年 11 月７日，当局に所属する陸委会・経済部・財政部・中央銀行・経建会・農委会・労委会などは，それらの部署の共同計画として，上述のコンセンサスの一部を『落実大陸投資「積極開放，有効管理」執行計画』にまとめ発表した。そのなかで「大陸投資における新たな審査制度の構築」と「両岸の資金流動活性化を図るメカニズムの構築」が政策の重点とされ，各方案の執行スケジュールまできめ細かく定められた。その後まもなく，一連の大陸経済貿易に関連する法律の修正が公布された。また，2003 年１月１日，台湾が WTO への加盟を果たしたことに関連して，同年２月 16 日に『WTO 加盟両岸経済貿易政策調整計画』が発表され，更なる経済貿易緩和措置が出された。規制緩和の詳細及び現状について次の章で検討することにする。

Ⅱ　規制緩和－「積極開放，有効管理」及び対中規制政策の現状－

この章では，まず台湾当局の投資規制を「積極開放，有効管理」の内容の解明を通して検討し，次に企業の対中投資の決定に関わる貿易，金融，通航などの規制及びその緩和を明らかにしたうえ，当局が取っている対中経済規制政策の現状を考察する。その結果を踏まえ，規制をめぐる主要な係争点を探りながら今後の規制緩和への展望を試みることにする。

Ⅱ-１「積極開放，有効管理」に基づく投資規制緩和

2001 年 11 月 20 日に対大陸投資が「積極開放，有効管理」政策へ転換されたのに伴い，「戒急用忍」の投資規制の一環としての「大陸投資新規範」に大幅な修正が行われ，これが現在の企業の対中国投資規制に最も中心的な役割を担っている。その内容を以下にまとめておこう。

第１に，「大陸投資生産品，又は経営項目」について，各産業の性質・特色を基準に「戒急用忍時期」政策の禁止類，許可類，特別審査類の３種類は，禁止類及び一般類の２種類に簡略化された。

第２に，対大陸投資累算限度額及び計算基準について，個人及び中小企業の対大陸投資累算限度額は 2001 年 11 月までの６千万台湾ドル（約 185 万ドル）から８千万台湾ドル（約 246 万ドル）に増額され，個別企業のそれは従来の

11）それは①両岸経済貿易関係について国家の安全と経済利益はともに注視されるべきであり，②台湾には整備された経済安全発展戦略が必要とされ，臨時的・消極的な政策に取って代わる積極的な管理がなされるべきであり，また③両岸経済貿易問題をはじめ，台中間のあらゆる議題について中国側と協議していくべきである。

資本金や正味財産の一定の比率（どちらか金額の高いほう）から正味財産の一定の比率に変更され，より会社の実態に即するように調整された。

第３に，審査の内容と過程が明確化された。投資累算金額２千万ドル以上の申請は特別案件審査として扱われるが，その金額以下の申請では簡易審査が行われる。簡易審査では，主管機関経済部投資審議委員会（以下，投審会と略称。）が書面で関係部課の意見を確認した上，決定を下し，また，投資申請者が所要書類を提出して一ヶ月を経っても決定が下されなければ自動的に許可されたとみなされる。さらに，現在の審査原則では，2004 年３月に修正がなされ，対大陸投資累計金額が 20 万ドル以下の投資申告については関係書類提出のみで投資が認められるという申告案件項目が追加された[12]。

第４に，投資品目の解禁については，2001 年 11 月の審査原則の公布に伴い，ノートパソコン，携帯電話など 122 品目の投資が禁止類から外された。その後も禁止項目の検討を加えたが，2005 年 10 月現在，対中投資禁止製品・業種に指定されているのは，製造業 102 品目（HS コード８桁ベース），農業 436 項目（同），サービス業 6 業種（郵政業，電信業，金融業，証券・先物取り扱い業，半導体設計業），インフラ建設 13 業種である。なお，製造業については 12 インチウエハーや TFT-LCD パネル，一部の石油化学製品に代表されるハイテク製品や，軍事技術の流出の恐れがある産業などがなお禁止業種に指定されている。また，非禁止業種（「一般類」）に指定されている業種であっても，特別な法規に基づく審査が必要な業種もある（8 インチウエハー製造業，不動産業，保険業など）。

第５に，直接投資の開放に関しては，長く続いた第三国・地域を経由しての対中国迂回投資しか許さない規制はようやく 2002 年７月 31 日より迂回なしの直接投資が開放された。1990 年 10 月に台湾企業の対中国投資が法律上開放され始めたが，第三地区経由での条件での迂回投資しか認められなく，また事前に許可申請をする方式が採られた。その理由は，中国政府が台湾を中国の一部と主張し，台湾当局と「投資保障」などの関連協定の締結を拒否し[13]，台湾企業が第三地区経由での迂回投資を通して第三地区と中国との「投資保障協定」で投資保障を図らせようとしたからである。しかし，企業がその地区に住所を持つこと，または総本社を設けることを条件とした中国との投資保障規定は少なく，また台湾企業の多数がイギリス領バージン諸島などのようないわゆる租税回避地（タックス・ヘイブン）でのペーパカンパニーを通じて対中迂回投資を行うこともあり，実際にその地区の中国と締結した投資協定を適用できないケースが殆どである。加えて迂回投資は，当局が実際に中国への直接投資の状況を把握しにくく対中投資管理を有効に行えない結果をもたらしていた。直接投資の開放は実にこのような実態を反映し，企業の対中投資を当局が管理可能なものとする側面をもつ規制緩和を意味した。

Ⅱ-２　WTO への加盟に伴う対中貿易の規制緩和

2002 年１月１日の台湾の WTO 加盟に伴い，これまでの規制が WTO の最恵国待遇原則に違反することになり，2002 年２月 16 日「WTO 加盟両岸経済貿易政策調整計画」が発表された。

12）その他の内容は 2001 年 11 月 20 日に公布された修正案とほぼ同じものである。

13）投資保障協定の代わりに中国政府が 1988 年７月に「台湾同胞による投資を推進させるための規定」を実施し，また 1994 年３月に中国全国人民大会の可決により「台湾同胞による投資を保護する法律」を公布し，実施した。しかし，それはあくまでも中国の国内法でしかなく，投資協定のように協定締結双方の同意なしで変更できないものではなく，中国政府が一方的にその内容を決めて，また変更をすることも可能なものである。

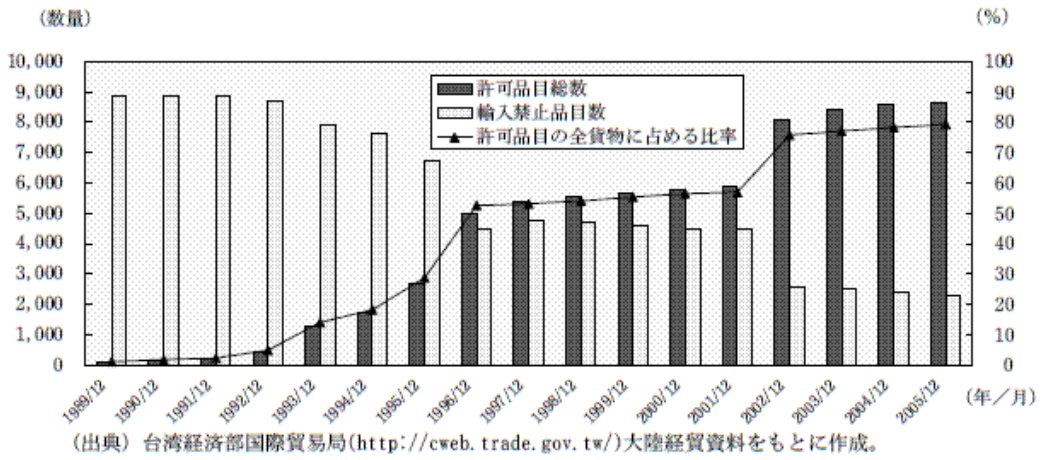

図３　対中国輸入許可品目数の推移図

貿易については，両岸商品に関する調整事項に次の四つが含まれていた。　両岸企業の直接貿易開放，　段階的な大陸からの輸入品拡大，

大陸輸入品項目の審査制度調整，　大陸輸入品の防御規制強化，以上である。以下，この四つの調整事項の実施状況を概観しよう。

まず，2002 年２月 15 日に「台湾地区と大陸地区との貿易許可弁法」第５条，第 12 条が改正され，「直接」大陸地区の企業と貿易契約を交わせるようになった。しかし，後ほど詳述するが，三通[14] の通航が未だ開放されていないため，一部の例外[15] もあるが，貨物輸送は依然として第三国・地域を経由しなければならない状況にある。

対中輸出に対する規制は早い時期から緩いものになっており，武器転用が可能なものなどを除けば，ほぼすべての製品を中国へ輸出することが可能であったが，それとは対照的に，対中輸入に対しては，許可品目の数が徐々に増えつつあるがなお多くの製品が輸入禁止扱いとされていた（図３を参照）。しかし，WTO の加盟に伴い中国製品だけに特別な輸入規制を適用するのは最恵国待遇原則違反となるため，2002 年１月 16 日に「段階的に大陸からの輸入品を拡大する両岸商品貿易調整事項」により大幅な緩和措置が施行された。それに従い，2002 年２月 15 日に新たに 2,058 品目の大陸商品が開放された。その後も定期的な規制見直しが行われており，2005 年９月現在，輸入許可品目が 8,650 品目（全体の 79.21%），輸入禁止品目が 2,271 品目（同 20.79%），とかなり規制緩和が進展した。対中輸入を「部分的」にしか認めず，台湾から中国へという「一方的」なモノの流れを強要していた体制から，「双方的」「全面的」な貿易活動が可能な体制になりつつある。

無論のこと，20%強の中国製品が依然輸入禁止扱いにされているのも確かである。WTO ルールに違反しているにもかかわらず，こうした規制が残されている主因は，台湾側が WTO を通じて中国との交渉・対話を行うことを意図したにもかかわらず，中国政府が「一つの中国」の原則の下，国内問題である台湾との通商問題

14）三通とは，台中の間の通商，通郵，通航のことである。

15）いわゆる金門馬祖小三通のこと。中国の福建省にもっとも近いこの二つの島と中国福建省との三通は 1990 年 12 月に「両岸「小三通」推動方案」に基づき，始まったものである。現在では中国・台湾との間，条件付きの唯一のヒト・カネ・モノの三通が果たされた地域である。

を WTO という国際機関を用いて解決することを回避しようとしたためである[16]。

Ⅱ-3　対中金融規制

両岸金融往来を定める最初の法律は，1993年４月30日に公布された「台湾地区と大陸地区における金融業務往来許可弁法」である。そこで台湾の金融機関と中国の金融機関との金融取引が解禁されたといっても，基本的には台湾地区銀行の海外支店は大陸地区銀行海外支店・外国銀行の大陸地区にある支店との金融取引しかできないという規制が長く適用されてきた。この金融規制は，2001年頃からようやく段階的に緩和されてきた。まず，2001年６月には，台湾地区銀行の OBU（オフショア・バンキング・ユニット）[17]支店も海外支店と同じように大陸地区銀行海外支店・外国銀行の大陸地区にある支店と金融取引できるようになった。同年11月には，両者とも中国地場銀行経由で中国国内企業・機関等との直接的な金融取引が可能となった。また，2002年８月には，台湾の為替指定銀行（DBU）と郵便局もやや業務内容に制限があるとはいえ，中国地場銀行と直接的な金融取引を行うことができるようになった。2005年３月に主管機関が行政院金融監督委員会に切り替えられ，DBU と郵便局の輸出入金融業務も開放された。上記の緩和は，＜落実大陸投資「積極開放，有効管理」執行計画＞における両岸資金流動の活性化の促進に関わる金融政策の「（１）海外および大陸における台湾企業の資金調達センターとして OBU を発展させる」の項目に取り上げられたものである。上記計画にはそのほかにも，「（２）企業が大陸より回収した資金を循環運用するメカニズムの確立，（３）資金回収における税負担問題の解決，（４）企業の財務報告書制度の改正」なども含まれているが，資金流動活性化はそれほど効果が上がっていない。たとえば，2004年４半期まで上場・店頭企業合わせて3,406.5億台湾ドルの対中国投資送金があったのに対し，台湾への収益入金はわずか236.7億台湾ドル（投資金総額に占める比率：6.95%）であった[18]。その理由は，①台湾に中国のような良い投資機会がないこと，②対中国投資の規制がある状況下，今後の面倒を考慮する台湾企業に回収する意欲がないこと，③地域にもよるが，中国で税制面での優遇を受けている企業にとって台湾に送金すると税金が発生すること，④台湾中央銀行の資金規制がなお存在すること，⑤中国に依然として為替規制があることなどがあげられている[19]。銀行の対中投資に関して当局は2001年６月に台湾地区銀行の大陸地区代表者事務室の条件付での申請を許可することにしたが，大陸地区での支店設置についてはなお禁止している。

Ⅱ-4　両岸の「直航」問題

台湾当局は国土安全保障を理由に，直接的かつ定期的な通航を許可していない。当局は初め「両岸直航は政府間で交渉すべき議題」との方針であったが，2002年５月に陳 水扁総統は，「両岸の三通交渉は『矮小化しない，地方化しない，僻地化しない』の三原則のもと，政府が

16）台湾駐 WTO 常任代表団が設置されて以来，その責務の一つを，WTO 構造下において中国と対等的な交渉を行うこととされた。しかし，2002年５月に中国が48項目の輸入鉄鋼品に対し臨時的な防衛措置をとり，また11月にその中の５項目に対し，正式な防衛措置をとった。中国側が WTO 防衛措置協定に基づき台湾と協商義務を果たさないばかりか，度々両岸経済貿易については「国内事項」であると宣言し，WTO 構造の下に議論されるべきではないと主張した。

17）OBU は Offshore Banking Unit の略称で国内銀行とは異なる法律が適用され，源泉徴収税がない，為替管理がなく資金移動が自由であるといったメリットを最大限に活用し，顧客に対して敏速で柔軟な金融サービスを提供している特別な銀行である。その口座の開設については本国以外の自然人・法人にしか許されなく，特に台湾企業の対中投資のために設立された第三地区にある会社によく利用されている。

18）　家星（2004）pp.112-113

19）李 紀珠，宋 秀玲（2003）pp.160-161

主導，参加，関与できる範囲で民間に授権するのも一つの方法だ」と語り，「目下交渉が迫っている台湾－香港航空協定交渉がその１例目となる」との考えを示した[20]。そして 2002 年 10 月 15 日に游 錫堃・行政院長は，「両岸三通の開始は陳 水扁総統が選挙時に示した公約でもあり，これには各党にもコンセンサスがあり，政府においても三通開始は既定の方針となっている」と語り，さらに「両岸三通のわが方に関する部分については，政府はすでに準備を十分に整えている」と述べた。しかし他方では「両岸三通には両岸の協議が必要であり，それには十分な時間が必要だ。」とも表明した[21]。2006 年の本日に至っても両岸直通は実現されていない。交渉の結果，まず，マカオ・香港を中継する航空便が取られ，その後，直航に近いチャーター便の運航が正月などの時期に条件付で開放されるなどの便宜措置が取られた。海運に関しては，「第三地区中継」及び「域外転送センター」の設置などの措置が取られている。以下は，これらの便宜措置の代替案を見ていくことにする。

Ⅱ - 4 - 1　第三地区中継の便宜措置

両岸直航が許されない中で，最初の便宜措置として始められたのは，1995 年 12 月１日に結ばれた《台・マカオ通航協定》であった。マカオ中継の通航問題の解決も含め，台北航空運輸商業同業公会代表とマカオ航空会社代表（両岸政府機関代表が協議の顧問とし，協定の基本原則の主導権を握ったもの）が調印したマカオ返還の 1999 年を超えた 2000 年までの協定である。それによってマカオ航空のフライトナンバーを変えるだけの措置をもって両岸三地間[22]に同一航空便マカオ中継のいわゆる「準直航便」が実現された。1996 年６月 13 日に台・港間も同じモデルで台北市航空運輸商業同業公会代表と香港政府から権限を委ねられた香港キャセイパシフィック航空，ドラゴン航空代表とが 2001 年６月 12 日までの《台・港交換航権協定》に調印した。これによってドラゴン航空会社にフライトナンバーを変えるだけの「準直航」の運航が許可された。また，2002 年３月 21 日にマカオ航空は旅客便と同じように貨物便の「貨物便の準直航」を開始し，最初かつ唯一の両岸三地間の同一航空便での貨物運送航空会社となっている。

船便での貨物運送については，まず外国船では 1997 年１月から両岸三地の貨物に便宜措置が取られた。これは，それまでの貨物積み替えによる運送を，書類申請によって積み替えなしで両岸三地間運航が可能になる措置であった。

Ⅱ - 4 - 2　チャーター便の運航

今日までに台・中間のチャーター便運航が２度あった。2003 年の旧正月休暇の時期に（１月 26 日－２月 10 日），初めて台・中チャーター便が運航された。その際，中国在住の台湾人ビジネス・パーソンとその家族のみ搭乗可能（「単向」），台湾の航空会社のみ運行可能で中国の航空会社は不可（「単飛」），香港・マカオ経由の「間接」運航という制約が課されていた。2004 年の旧正月には台・中間の政治対立が影響を及ぼし，台・中間チャーター便は運航されなかった。１月 15 日，両岸の代表団はマカオで春節（旧正月）チャーター便に関する会談を行い，第三地を経由せず両岸を直接飛行し，台湾，中国双方の航空機が乗り入れることなどで合意した。ただし，2004 年は台湾総統選挙への影響から，両岸協議そのものが行われなかった。

翌 2005 年１月 15 日に，マカオで旧正月前後（１月29日－２月20日）の台・中直航チャーター便の運航をめぐる台・中間の交渉が開催され，両者が合意に達した。同交渉は，建前は台・中双方の航空関連民間団体の交渉とされたが，実際には両者の航空行政を管轄する政府代表が交渉に参加していた。合意の内容も台・中通航開

20）台北週報　2051 号（2002. 6. 6）
21）台北週報　2070 号（2002. 10. 31）
22）両岸産三地は，一般的に中国，台湾の両岸に加えて香港或いはマカオとの三つの地区としている。

放交流史上，大きな意義を持つものであった。台・中間の空運は，従来，香港などの第三国・地域で飛行機を乗り換える必要があった。1995年に乗り換える必要はなくなったが，香港・マカオで一旦着陸し，便名を変更しなければならないという規制は残り，2003年旧正月のチャーター便運航時にはこの規制が適用された。しかし，2005年のチャーター便では，第三国・地域での着陸義務がなくなったのである。台・中間で航空協定が結ばれていないことなどから，一旦，香港上空（「香港飛行情報区」，香港政府が航空交通管制業務，飛行援助業務，航空業務を担当する空域）を経由しなければならないという義務が残る点で変則ではあるものの，一応「直航」が実現したのである。そのほかにも①台湾の航空会社だけでなく，中国の航空会社の運航（「双飛」），②運航路線の増加など，利便性が高まっている。2005年の春節チャーター便で1949年の両岸断絶後，初めて台湾に中国の航空機が乗り入れることになった。

Ⅱ-4-3　域外転送センター

「域外転送センター」は1995年1月に台湾行政院会で承認された「アジア太平洋オペレーションセンター計画」[23]の一環としての海運センターに関する構想で，高雄の一区画を「特区」のような地域に指定し，便宜置籍船を含めて外国船であれば台湾の港を自由に航行してもよいとするものである。まず，「域外航運センター設置作業弁法」を同年5月5日に公布し，8日，正式にスタートしたが中国側の批判により一時頓挫した。1996年8月に中国側は「台湾海峡両岸間の貨物運輸代理業者管理弁法」を設定し，権宜船[24]による運航を認めた。1997年4月19日に高雄港に「域外転送センター」が設置され，「貨物を通関させない，人員を入国させない」という原則の下，外国船ならびに権宜船の初の両岸間船便運航が実現された。高雄港だけにしかなく，制限の多い域外転送センターのみでの直航であるが，台湾側は，これは段階的「三通」実現に向け，重要な一歩だとみて高く評価している。2001年11月5日に適用範囲が拡張された修正案が公布された。主に域外転送センターの貨物の保税倉庫留置方法に関するもので，自由貿易港区，輸出加工特区，科学工業団地，保税工場，許可された保税倉庫・物流センターで関係作業を済ませてから輸出することが出来ること，また，転送の方法として海運のみならず航空便での転送も許されることがその内容であった。そして2004年5月7日より高雄港のみならず台中港・基隆港も域外センターを設置することになった。

Ⅱ-5　小結

以上，投資をはじめ，貿易，金融，直航などの対中経済規制緩和並びに規制の現状をみてきたが，一方において規制の撤廃や緩和が実行されてきたことが明らかである。だが，他方においては依然として規制が存在していることを看過してはならない。

投資規制に関して，「大陸地区に投資または技術合作に従事する審査原則」を検討した結果，規制緩和の方向へ進んでいるようにみえるが，経済のグローバリゼーションに伴い世界各国の企業がグローバルな展開を進める際に，台湾企業だけがこの制限を受け，柔軟な企業戦略を出せないことで企業の競争力に影響が及びかね

23）「アジア太平洋オペレーションセンター計画」は1995年1月に当局が発表した製造・海運・航空・金融・通信・メディアなど六つの分野において，台湾が21世紀のアジア太平洋地域におけるヒト・カネ・モノの一大拠点とするハイテクアイランドに生まれ変わることを目指しているものである。

24）権宜船は，便宜置籍船（FOC：Flag Of Convenience Ship）のことで，本来，課される税金や法律などから逃れるため，実際の船主（自国）とは異なる国に船籍をおいている船であるが，台中間の国家・国旗の問題を避けるために利用されている。

ない。また，法律の隙間を利用し，この制限を避けようとする一部企業もあると指摘されている。

貿易規制については，2003 年の WTO 加盟により大幅な緩和措置がとられた。WTO は「自由無差別」の原則を堅持しており，また，WTO の紛争処理手続きを利用することによって，貿易に関わる摩擦の解決が果たされ，台・中間の貿易自由化がさらに推進されていくはずであるが，中国が WTO での交渉・対話を回避することでその機能が充分に果たされなく，加えて貿易依存度及び国内産業への影響を考慮し，現在も輸入規制が行われている。

金融規制につき，対中国の送入金についてはほぼ支障がなくなった。また，台湾地区銀行海外支店及び OBU からの中国現地台湾企業への融資業務も許されるようになっている。しかし，台湾地区銀行の中国での支店設置は未だに許可されていない。金融業界はグローバリゼーションに対応するための経営が求められている。数多くの台湾企業が対中投資を進めている現状のもとで，銀行側が企業とこれまでの業務関係を維持するためにも，顧客の現地での経営状況の把握の面から考えるためにも，また銀行自身の競争力の維持のためにも，中国での支店の設置が必要であり，中国にある台湾企業への金融サービスを現地で提供すべきと台湾側の銀行は考えている。

最後に産業界から緩和が求められつつある直航規制であるが，「主権」問題と最もかかわりのある項目である。今までの一部の緩和は，完全な直航ではなくその代替案が出されてきている。しかし，完全な直航に比べると代替案では輸送コストと時間を増し，当局が，2003 年 8 月 15 日に発表した＜両岸「直航」の評価＞には，その試算[25] が盛り込まれた。しかし，同評価にも指摘されているようにたとえ経済的な利益があっても，国内産業の空洞化，失業の増大などを招き，安全保障面での危機は計り知れないというデメリットも考慮すべきだとされて，その結果としてⅡ - 4 に検討したような＜第三地区中継の便宜措置＞＜チャーター便の運航＞＜転送センター＞といった代替的な措置が取られている。

Ⅲ　規制をめぐる主要な係争点

前にも述べたように 2000 年の政権交替に伴い，2001 年から対中経済貿易政策は「積極開放・有効管理」へと転換され，対中国経済規制緩和も『落実大陸投資「積極開放，有効管理」執行計画』及び『WTO 加盟両岸経済貿易政策調整計画』の実行によって進められてきている。陳 水扁総統をはじめとする新政権は，産業界の強い要望に応え，また，対中政策について国内ばかりでなく中国当局に対しても対中経済政

25）直航の経済的な利益について同報告の内容によると，輸送コストに関する限り，「（1）海運直航により輸送コストは年間約 8 億 2 千万元（約 28 億円）節減でき，輸送時間は約半減できる（石垣島を経由しなかった場合，1 回につき 16 〜 27 時間節減）。（2）航空直航により利用者のコストは年間約 132 億元（約 460 億円）節減，時間は約 860 時間節減でき，貨物輸送コストは約 8 億 1 千万元（約 28 億円）節減できる。（3）各企業別で見れば，海運・航空直航により輸送コストは1. 5割から 3 割節減できる。（4）直航により輸送業者の利益は，航空業者は比較的大きく，海運業者の利益には限界がある。（5）直航による経済効率は，輸送コストと時間の節減により物流効率が上昇し，港湾，空港ともに輸送量が増加し，隣接地域への各種付加価値を生む。」という評価である。そして何よりも国際運輸での台湾の地位について「（1）海運直航は国際海運における台湾の地位確保に有益である。国際海運業者の台湾常駐の意欲を高め，2005 年の上海港拡張による脅威を削減でき，国内海運業者の経営に有益である。（2）航空直航は台湾をアジア太平洋地域における航空・旅客中継センターへと発展させるのに有益であり，輸送および旅行業者にビジネスチャンスを生み，台湾の国際航空拠点としての地位を高める。」と指摘している。

策が新しい転換点を迎えることにアピールしようとし，政治的にも台・中間の関係を打開しようという意図をもって上記の計画を進めていると見られる。また，陳 水扁総統は，２回の就任演説と主要な談話において，既存の基礎のもとに両岸の報道，情報，教育，文化，経済貿易交流の関連措置を今後とも緩和・拡大し，両岸における対話と意思疎通のパイプを再度確立し，互いの距離を縮め，相互信頼の基礎を構築したいということを，常に宣言してきた。

経済的な関係は，緊密になってきているが，政治的な関係は，依然として冷えたまま，2000年６月からの政府レベルでの交渉が中断されて以来，現在も再開されないままとなっている。そして，一時的に加速された規制緩和は，政治的な関係の進展が見られていない現状の下に再びスピードダウンし，前章にも検討したように一部の規制が依然残された。それに，2005年３月14日に長い間に議論されていた『反国家分裂法』が設定されたこと，また，同年４月29日に台湾最大野党の連 戦主席を，５月12日に第二野党の宋 楚瑜主席を相次ぎ中国に招き，それぞれと会談を行ったことの影響もあり，陳 水扁総統は2006年元旦祝辞において今後は「積極管理，有効開放」を，両岸の経済貿易政策における新たな思惟とし，行動していきたいと考えを述べるに至った。

本章では，まず，規制の基本的枠組みとしての主権問題を取り上げ，次に台湾内部における規制に関するアプローチの相違を検討し，最後に台湾における大陸との経済関係の利害調整についてまとめることにする。

Ⅲ-１　基本的枠組みとしての主権問題

①　中国の「台湾主権」問題へのアプローチ

これまでの検討で明らかにしたように，三通の全面的な解禁をはじめ，FTAの推進，台・中WTO交渉などがいずれも現実問題として残されている。三通の規制緩和について確かに2001年より「積極開放・有効管理」という規制緩和政策を打ち出したように見える。だが，規制の現状に合わせてみるとそれはあくまでも，台・中WTO加盟や台湾産業界の要請を受け，交渉不要な領域で対中経済規制を一方的に緩和してきたものであり，中国との交渉が不可避な台・中間の直航解禁などの問題は依然として残されている。現状では，2000年６月以来，台湾当局と中国との政府レベル交渉はなされていない。中国政府は台湾当局との交渉を拒絶しつづけてきている。その理由は台湾の主権問題に関する台・中間の認識における大きな違いが存在することによるものとも言えるだろう。中国側が主張している「一つの中国」の原則については，陳総統は「中国と将来共同で処理する問題」に過ぎないと表明し，また，2002年８月には「一辺一国[26]」論を展開した。2004年３月の総統選で再選を果たした陳総統は，直航交渉の意欲をみせており，中国側も過去４年間に交渉再開へ向けた準備を行ってきたと表明した。だが，中国は，政経分離を主張している。中国側が「台湾主権」を認めない限り，交渉を必要とするこれ以上の規制緩和が見込まれない状況が継続している。

一方，当局がこれまでに公表した大陸政策の内容を見ると，中国の脅威[27]を絶えず取り上げて「国家安全」と「経済発展」をともに重視すべきだと強調するほかに，『主権，民主，和平，対等』の四原則と合致すべきだと主張し，国家安全の極大化及び国家主権の維持を政策の重要

26）2002年８月３日に東京で開かれた世台会の開幕式典で，台北の総統府から中継で送った陳 水扁総統のあいさつに，台湾と中国が「それぞれ一つの国」と表明された。

27）例えば，陸委会「中国崛起的危機與風險（2005.10）」において国際社会の「中国の台頭」に対する懸念を裏付けるものとして「中国はいかなる国からも軍事脅威を受けていないにもかかわらず，1996年以降，中国の国防予算は毎年10%以上ずつ増えており，2005年には300億ドルに達し，実際の軍事費は発表された数字の２～３倍であると予想されている。」という軍事的な脅威をはじめ，あわせて12の項目があげられている。

な課題とし，台湾当局は中国との交渉を通して主権などの政治問題の進展を図ろうとしている。しかし，中国の台頭に伴い，中国の国際政治経済舞台での発言力及び影響力が高まりつつあり，台湾当局は国家主権の主張を確保できないのみならず，第三国との関係強化を目的にするFTA の推進も中国の政治圧力により締結困難となっている。また，台・中 WTO の加盟に伴い，WTO という国際機関を用いて中国との政府レベルでの交渉を期待していたが，それも前に述べたように，中国政府が台湾との通商問題を国内問題として WTO という国際機関での交渉を回避したため，実際に実現されなかった。このように台湾の外交関係がますます縮小しつつあり，その決定的な要素は，他でもなく中国の「台湾主権問題」へのアプローチにある。

② 台湾アィデンティティーの形成による台・中緊張と対中経済規制緩和要請－台湾に内在する緊張関係－

台湾の主権問題は，周知のように，台・中両岸がそれぞれに「一つの中国」を主張した段階から，李 登輝の登場によって大きな転換へと向かった。中国の発展に伴い，台湾の国際政治空間が大幅に圧縮されてきた現状において，李 登輝総統は国内の権力基盤を固めた 1993 年以降，「実務外交」という名で，国際政治の場での台湾の生存空間を広げようとする積極的な対外政策を推進しはじめたが，両蒋時代の硬直した外交政策に代えて台湾のおかれている現実に適応する柔軟な外交政策という意味での「実務外交」をさらに超えて，台湾アィデンティティー[28]を明確に意識した「積極外交」を展開したのである。その狙いは中華民国（台湾）が主権独立国家であることを国際社会にアピールすることにあった。その一連の「積極外交」の対応として，中国側では，「文攻武嚇」（メディアによる攻撃と武力による威嚇）をもって強い姿勢を台湾側に示し，それ以来両岸の政治関係は厳しい対立関係に向かい，2000 年の新政権成立以後もそれは継続している。

一方，両岸経済関係について，段階的に規制は緩和され，台湾経済の中国との経済相互依存関係が展開されてきた。先に述べたように 1990 年 10 月の対中投資を開放して以来，台湾企業の対中投資が大幅に増加し，後ほど台・中間貿易及び台米間貿易関係にも影響を及ぼし，両岸経済関係は，台湾の対中投資が対中輸出を誘発し，さらにそうした中国の生産力形成が中国の輸出を発展させるという関係を特徴とするものとなってきた。このように両岸が緊密な経済関係にある中で，有力な企業代表者は，台湾アイデンティティーに基づく外交は別として，当局の対中経済規制政策と違った見解を示すようになった。

例えば，エバーグリーングループ会長の張 栄発は，2002 年２月５日に両岸関係について「現在では大陸経済が台湾によって益をもたらすが，将来の台湾経済が大陸に頼るようになり，いかに両岸垂直分業体制を立てるかを両岸当局がよく話し合うべきだ」[29]と主張する。またエイサーグループ会長施 振栄は，2001 年７月５日に経済日報のインタビューに対し，次のように話した。「海外投資が国力の延伸であり，政府がハイテク産業の中国投資の規制を緩めるべきで，推進さえすべきであろう。・・中国企業が台湾半導体企業の協力なしでも数年後に台

28）台湾アイデンティティーとは，台湾の自己認識の変化に伴い，台湾住民の中には，大陸は中国，台湾は台湾という認識を持つ人，そして，自分を台湾人と考える人が次第に増加し，自分たちが台湾の主権者なのだという考え方である。李登輝は，台湾独自のアイデンティティーを確立しなければ台湾の将来はなくなると考えていた。だが，中華民国体制を崩してしまえば台湾はかえって危険になるとも考えていた。そこで李は，中華民国の台湾化という路線によって民主化された中華民国と台湾アイデンティティーが共存する枠組みを形成し，台湾人の土着意識を高め，なおかつ，急進的な台湾ナショナリズムではなく漸進的な台湾アイデンティティーが民意の主流となるように導いた。（李・中嶋，2000）。

29）中央日報 2002. 2. 5

湾半導体企業の競争者としてのある一定規模の半導体企業を設立する見込みである。それよりも最初の段階で中国半導体企業設立に参与し，将来は両岸が分業策略の協力関係に昇華し，共に世界市場の獲得を進めるべきであろう。」[30] また，台湾半導体の教父と呼ばれる台基電半導体グループ会長張 忠謀は 2002 年 1 月 29 日に「企業グローバル経営策略シンポジム」に出席し，「政府が国家安全に基づき，企業に対する規制を行わなければならない場合も時に必要である。しかしながら，たとえ国家安全のために政府の企業に対する規制が後遺症をもたらし，かえって国家全体の経済を損害し，最終的に逆効果になりえる。・・政府が完璧なインフラのような企業のグローバル化に協力する空港の役を果たすべきで，航空管制塔にある指揮者の役を演じるべきではない。」と政府の規制対策を批判した[31]。

台湾社会は，主権問題にかかわり，また中国への依存関係の発展にかかわり一つの緊張関係を内在させるにいたったのである。この問題への接近にあたっては，一方では台・中関係を，政治を含めていかに規定するべきかが考察されなければならず，また他方では台・中経済関係をどのように評価するべきかが明らかにされなければならない。以下では，それぞれについて考察することにしよう。

Ⅲ- 2　台湾島内の対中経済関係についての論争

国際関係における「政治と経済の相互作用」を分析するときに，また，そこにおける諸問題の解決策を考える場合，よく取り上げられた国際政治経済分析のアプローチにはリアリズム（現実主義）[32] とリベラリズム（自由主義）[33] との二つの観点がある。リアリズム観点が国家の安全の極大化に着目するのに対して，リベラリズム観点は経済利益の最大化を出発点とする。リアリストによると国家の安全を最も優先的に考えるべきで，経済的依存関係は平和を保障するものではなく，ホッブズ的アナーキーの中に国家を位置づける[34]。一方，リベラリストにとって理性的な国家は，経済利益の最大化を政策の目標にし，対外経済活動を維持・推進し，できる限りお互いの衝突及び戦争を避けることを合理的とする[35]。

国際関係に関する観点の相違に基づく対立と緊張は，当然のことながら台湾国内にも存在する。リアリストは，台・中関係において政治的な対立が解消されない以上に，両岸経済貿易関係における「脆弱性」[36] を重視すべきであり，また，両岸経済依存関係が両岸の平和を促進するものではなく却って両岸間の国防安全競争をもたらし，両岸間の衝突または戦争を起こす可能性がそれによって高められると主張する。この観点からの政策方針はいかにして中国に

30）経済日報 2000. 7. 5
31）中央日報 2002. 1. 30

32）リアリズムにおける基本的な内容には，①主権国家が国際関係におけるもっとも基本的なアクターであること，②主権国家は国益を追求し，この国益の中でもっとも核心的なものは「国家の生存の確保」であること，③国益を実現するための手段として国力を行使するが，この国力の強化そのものが，また「国益」となり，国力の中でもっとも重要なものは軍事力であるが，経済力，技術力もまた，強力な軍事力を支えるものとして重視されることなどがある。このようなリアリズムの考え方に基づき，19 世紀から 20 世紀初頭にかけての「重商主義モデル」が提出された。世界経済におけるボーダーレス・エコノミーと呼ばれる状況が生まれていながらも，国際政治では相変わらず国境を重視する主権国家が主要アクターである現状を説明するために「覇権安定論」というネオ・リアリズムの観点がある。ここでは両国間の依存関係が国家安全にもたらす影響の観点を中心に検討する。
33）リベラリズムには「機能主義」，「新機能主義」，「国際的相互依存論」，「国際レジーム（体制）」がある。ここでは特に「国際的相互依存論」の観点を中心に検討する。
34）Dale C. Copeland（1996），p. 10
35）前掲書，p. 8
36）「脆弱性」とは，国家間あるいは社会間の「枠組み」そのものが変化した場合に，国家や社会が受ける影響のことである。

対する経済的な依存を下げるかにある。他方，リベラリストは，両岸の依存関係が経済のグローバル化が進展しつつある今日において，国家発展を考える上で避けて通れない道であり，両岸双方が経済貿易の相互依存関係が深まる上で自国の利益を維持するために，できる限り衝突または戦争を回避する道に導こうと主張する。この観点からの政策方針は，産業空洞化の問題を考えるよりも，現在の両岸経済依存関係の下，産業構造の調整を行い，持続可能な経済発展を進めていくことである[37]。

第５段階の「積極開放・有効管理」への政策転換を例に，台湾の学界における具体的な主張を見ることにしよう。台湾大学許 振明教授は，「積極開放・有効管理」の政策は台湾企業の対中投資の制限を解除しただけではなく，不必要な貿易障壁を取り除いたとし，それにより，台湾企業は受身的行動から積極的行動及び有効な管理で競争に臨むことができ，国内産業についても新たな機会が開かれるとしている。また，国際競争力のある企業に関しても，対中投資の開放は垂直分業対策を伴って実施されれば，産業空洞化への悪影響を食い止めるだけでなく，短期的には国内景気に刺激を与える効果も期待できると評価した[38]。「戒急用忍」政策の執行規範を定めたメンバーの一員の陳 博志は，中国が台湾よりも有利な条件の下で WTO に加盟したことで，両岸の競争において台湾産業は相対的に弱い位置に立っている。「積極開放・有効管理」政策への転換は，むしろ台湾企業の対中投資の動きをさらに進めさせるものに他ならない。また，「戒急用忍」政策は，経済面の政策だけでなく政治面の政策にも関わっている。たとえ経済政策の転換が必要になってきたとしても，その過程において社会コストを減らすために合理的または平和的なものが重要であると考え，「戒急用忍」政策を調整する形で「積極開放・有効管理」政策を進めるべきであると説明した。したがって国内の産業発展状況に合わせ，既に台湾国内の成熟した産業，世界をリードしている産業の対中投資を許可するという投資緩和の方向へ持っていくべきである。しかし，規制自体の全面的な排除は避けるべきであると主張している[39]。また，台湾経済研究院顧問の王 東英教授の考えは以下のように要約できる。中国は既に巨大な経済力及び軍事力を持っている。また，一貫して武力で台湾を統一する考えを諦めない国である。よって両岸経済貿易問題は実際に両岸の経済競争力及び総合国力の変化，また，台湾の経済安全・国際地位と尊厳・自由民主の維持に関わっている問題である。「戒急用忍」政策の目的は，総体的にまた長期的に上述の問題を考慮した上で進められる政府の政策であり，また，この「戒急用忍」政策の内容では，ハイテク産業・基礎建設産業及び５千万ドル以上の投資計画案件だけを制限するものであり，それは欧米各国が設けている国内企業の敵対国への投資制限に比べて緩いものである。中国に対して創業投資しようとする多数の企業への影響は低く，「戒急用忍」政策を放棄する必要はないと主張する[40]。

リアリズム的な観点に従い演繹を進めれば，両岸の経済貿易における深化した依存関係は台湾の安全につながるものではなく，逆にリベラリズム的な観点に従い演繹を進めると双方の依存関係は衝突および戦争を避ける要因になると考え易い。既に本稿でも明らかにしたように，実際に両岸の経済貿易関係が発展しつつありながら政治的に依然として低迷した関係の現状が存在し，その裏に中国の「台湾主権」問題への変わらないアプローチが存在している。結局，両陣営の相違は，イデオロギーに強く関わっており，特に「主権」問題の扱い方にあると考えられる。したがって対中経済政策に関してのア

37）李 英明（2001）pp. 116-122
38）許 振明（2001）
39）陳 博志（2002）pp. 137-145
40）王 東英（2001）

表1　各項目の国内支出に占める比率

年	民間消費比率	政府支出比率	総資本資本形成比率	在庫増減比率	財貨･サービス輸出比率			財貨・サービス輸入比率	GDP成長率
						対中輸出	その他		
1991	54.62	17.79	22.08	1.09	46.51	4.57	41.93	△ 42.09	7.58
1992	55.75	17.23	23.95	1.34	42.70	5.53	37.18	△ 40.97	7.85
1993	56.19	16.28	24.97	0.98	43.33	7.05	36.27	△ 41.75	6.9
1994	57.89	15.28	24.43	0.78	42.90	7.29	35.61	△ 41.29	7.39
1995	58.18	15.01	24.83	0.37	47.20	8.09	39.11	△ 45.60	6.49
1996	58.52	15.12	22.41	0.68	46.57	8.21	38.36	△ 43.31	6.3
1997	58.60	15.28	22.71	1.36	47.46	8.58	38.88	△ 45.41	6.59
1998	58.85	15.16	23.66	1.30	47.19	8.32	38.88	△ 46.16	4.55
1999	59.71	14.13	23.12	0.52	47.32	8.15	39.17	△ 44.81	5.75
2000	60.68	13.87	23.86	-0.60	53.75	8.85	44.91	△ 51.56	5.77
2001	62.15	14.24	19.37	-1.00	50.32	9.59	40.73	△ 45.07	-2.17
2002	61.35	14.04	18.43	-0.98	53.41	12.44	40.96	△ 46.25	4.25
2003	60.99	14.14	18.17	-0.77	58.13	14.78	43.35	△ 50.66	3.43
2004	61.46	13.60	21.16	0.29	64.79	17.38	47.41	△ 61.31	6.07
2005	62.10	13.43	20.47	-0.23	65.89	18.68	47.20	△ 61.66	4.03

（出典）台湾行政院主計處『国民所得年報』，陸委会『両岸経済統計月報』。

プローチの相違を別にして，経済政策自体に両陣営間に大きな相違がないとも言えるが，それに関連して台湾と中国の経済関係が台湾の発展・成長をどのように規定しているかを明らかにする必要がある。

Ⅲ-3　台湾における大陸との経済関係の利害調整

現段階の台湾の発展パターンを理解するには，台湾の対中経済関係が台湾経済に影響を与えることから考えなければならない。以下ではその影響を三つの正の効果及び二つの負の効果にまとめる。

台湾企業の大陸投資及びそれに伴った両岸間の貿易活動が台湾の発展にもたらす三つの正の効果[41]があると言われている。第1に，経済の「成長効果」（The growth effect）である。台湾は「輸出志向工業化」によって，経済発展を果たしてきたが，1991年以降もその発展傾向は変わらなかった。表1をみて分かるように，1991年の財貨・サービス輸出の国内総支出に占める比率が既に46.51%という高い比率となっている。その後1999年までは横ばいの情況にあるが，2000年以降には増加し，2005年には65.89%と更なる高い比率となっている。増加分のほとんどは台湾の対中輸出によりもたらされた。台湾企業の中国輸出が国内総支出に占める比率は1991年の4.57%から1999年の8.15%となり，2005年には既に18.68%という高い比率に上がった。対中国輸出は台湾の国内生産成長に大きく貢献しており，台湾経済の「成長効果」をもたらした。

第2には，貿易輸出先の「分散効果」（The diversion effect）である。台湾の輸出先は長い間，アメリカに集中し，1984年には，48.8%という台湾輸出の半分近くに達する時期さえあった。アメリカ市場への過度の依存のため絶えずアメリカから為替レート切り上げの要請及び「スーパー301条」発動の脅威を受けていた台湾の環境は，中国という大きな市場が開拓されたことにより変わりつつある。台湾のアメリカへの輸出額が台湾輸出総額に占める比率は1991年の29.3%より1999年に24.97%へと減小し，2005年には14.37%となっている。一方，中国のアメリカ輸出額が中国輸出総額に占める比率は，台湾をはじめとする外資企業の生産物

41）鄭竹園（2000）pp.294-297

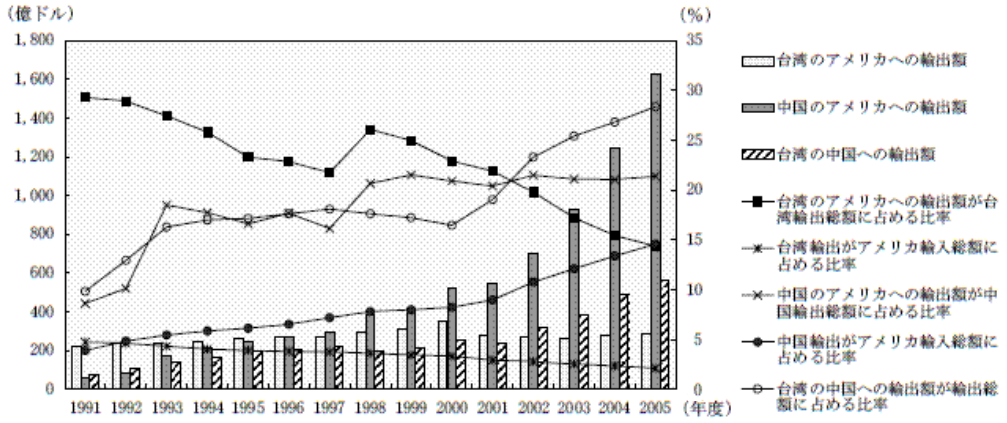

（出典）台湾財政部統計處『中華民國台灣地區進出口貿易統計月報』，『両岸経済統計月報』により作成。

図４　台・中の対アメリカ輸出の比較推移

輸出の急増から，1991 年の 8.61%より 1999 年に 21.52%に増え，2005 年には 21.38%となっている。ちなみに 1991 年のアメリカへの輸出額が 223.21 億ドルとなっているが，2005 年になっても 285 億ドルとなっており，特に大きな変化が見えない。（図４を参照）台湾の対中国貿易の拡大により，アメリカ市場への依存が軽減され，貿易輸出先の「分散効果」が，台湾から中国への投資と輸出を媒介とする対米市場確保という「迂回効果」を伴いながら実現したことが明らかである。

第３は，産業構造調整の「転換効果」（The transformation effect）である。表２は台湾製造業業種別付加価値実質生産比率を示すもので，それによると付加価値実質生産比率が明らかに増えつづけたのは,＜石油及び炭製品製造業＞,＜機械設備製造・修繕業＞，＜パソコン，通信及びマルチメディア電子製品製造業＞，＜電子部品製造業＞という資本・技術集積産業であり，そして 1985 年には上位５位までの製造産業は＜紡績業（10.62%）＞，＜衣服・装飾・紡績製品業（9.51%）＞，＜食品・飲料業（9.02%）＞，＜輸送運搬道具製造・修繕業（7.87%）＞であるが，2005 年現在では，上位５位までの製造産業は，＜電子部品製造業（24.42%）＞，＜石油及び炭製品製造業（9.93%）＞，＜パソコン，通信及びマルチメディア電子製品製造業（9.11%）＞，＜精密，光学，医療器材及び時計等の製造業（7.64%）＞，＜機械設備製造・修繕業（7.41%）＞に変わった。これを台湾の発展パターンに照らし，高度技術産業への産業構造転換が求められている台湾では，中国投資が大きな役割を果たした。

一方，経済発展に対する負の効果である「代替効果」（The substitute effects）及び「依存効果」（The interdependence effects）も指摘されている[42]。

「代替効果」に関し，対中投資の早期段階では労働集積産業の移転が主であり，代替効果が顕著ではなかった。しかし，1990 年に入ってから対中投資産業は徐々に資本集積産業，または技術集積産業に移行しつつある。依然，生産コストが低い中国に進出したこれらの産業の製品の国際市場における競争力が高く，台湾での生産を継続している企業の競争者になり，台湾企業の中国への進出がさらに促進される。台・中のアメリカ輸出品のアメリカ市場シェアを例にしてみると，台湾が占める比率は 1991 年の 4.72%から 2005 年には 2.08%と減少した一方，中国が占める比率は，1991 年の 3.89%から

42）前掲書，pp. 297-304

表２　台湾製造業業種別付加価値実質生産比率

単位：％

	1985	1990	1995	2000	2005	年平均変動率(%)			
						1985-1990	1990-1995	1995-2000	2000-2005
1 食品・飲料業	9.02	7.79	7.13	5.31	3.80	△ 2.94	△ 1.75	△ 5.86	△ 6.64
2 タバコ製造業	1.83	1.54	1.55	1.09	0.45	△ 3.42	0.17	△ 6.98	△ 16.56
3 紡績業	10.62	8.33	6.31	4.99	2.78	△ 4.83	△ 5.51	△ 4.68	△ 11.35
4 衣服・装飾・紡績製品業	9.51	6.15	2.73	1.77	0.98	△ 8.59	△ 15.41	△ 8.50	△ 11.55
5 皮革及びその製品製造業	6.22	2.85	1.17	0.65	0.45	△ 14.87	△ 16.73	△ 11.41	△ 7.21
6 木製品製造業	1.14	0.82	0.47	0.27	0.17	△ 6.45	△ 10.80	△ 11.00	△ 8.54
7 家具及び装飾品製造業	1.06	1.29	1.38	1.20	0.58	3.84	1.35	△ 2.74	△ 13.96
8 紙・パルプ製品製造業	3.47	2.81	2.04	1.83	1.70	△ 4.16	△ 6.38	△ 2.12	△ 1.52
9 印刷及びその関連業	1.09	1.25	1.12	1.16	1.06	2.64	△ 2.20	0.70	△ 1.70
10 化学材料製造業	4.51	4.51	5.49	5.94	5.10	0.02	3.93	1.55	△ 3.03
11 化学製品製造業	1.31	1.68	2.43	2.40	2.25	4.95	7.32	△ 0.27	△ 1.31
12 石油及び炭製品製造業	6.00	5.08	6.96	6.97	9.93	△ 3.30	6.24	0.03	7.00
13 ゴム・樹脂製品製造業	1.96	2.25	1.78	1.33	1.29	2.78	△ 4.66	△ 5.74	△ 0.60
14 プラスチック製品製造業	3.37	5.96	5.60	4.69	3.51	11.11	△ 1.26	△ 3.50	△ 5.76
15 非金属製品製造業	2.69	2.85	3.36	2.70	2.06	1.11	3.29	△ 4.35	△ 5.33
16 金属基本工業	3.64	4.00	4.31	5.02	3.40	1.89	1.47	3.03	△ 7.66
17 金属製品製造業	5.79	7.44	8.80	7.22	5.47	4.98	3.36	△ 3.96	△ 5.50
18 機械設備製造・修繕業	4.22	6.35	7.40	6.86	7.41	8.04	3.05	△ 1.51	1.55
19 パソコン，通信及びマルチメディア電子製品製造業	2.42	3.22	4.62	9.07	9.11	5.70	7.14	13.01	0.08
20 電子部品製造業	1.78	3.39	6.56	15.37	24.42	12.43	12.77	16.06	9.11
21 電力器械及び設備製造・修繕業	3.60	4.55	5.29	4.05	3.32	4.66	3.00	△ 5.33	△ 3.93
22 輸送運搬道具製造・修繕業	7.87	10.02	9.45	6.84	7.64	4.81	△ 1.16	△ 6.42	2.21
23 精密，光学，医療器材及び時計製造業	1.38	1.43	1.06	1.05	1.32	0.67	△ 5.79	△ 0.36	4.68
24 その他の工業製品製造業	5.50	4.46	2.99	2.24	1.77	△ 4.20	△ 7.91	△ 5.75	△ 4.66
	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00				

（出典）台湾行政院主計處『国民所得年報』，陸委会『両岸経済統計月報』

2005 年には 14. 57%と大きく増加した。それは，「代替効果」の一つの印であり，それによる産業空洞化の発生さえも懸念されてきた。

「依存効果」については，前に述べたような「分散効果」－「迂回効果」も含めて－が働きすぎる際，中国市場への過度依存が発生し，懸念材料となる。図４によると台湾企業の対中輸出の増加に伴い，確かに台湾のアメリカへの輸出比率が減少してきたが，一方，中国への輸出が台湾輸出に占める比率は 1991 年の 9. 84%から 2005 年には 28. 36%と大幅に増えており，台湾の対中輸出依存度が着実に高まりつつある。この「依存効果」も台湾の規制政策の裏付けとなっており，台湾政府が頻繁に国家安全という要素を取り上げており，一旦両岸の関係が悪化した場合または台湾海峡で軍事衝突が発生する際，中国が台湾に経済制裁でも実施すれば，過度の経済依存のため，台湾経済に重大な打撃がもたらされると強調し，経済規制の必要性を訴えつつある。

では，正と負のいずれの効果が大きいのであろうか。台湾の発展パターンは生産技術の高度化に基づく対中投資と対中貿易の発展によって規定されている。「依存効果」は台湾内部におけるアプローチの相違によりその影響の評価も変わるが，「依存効果」自体は台湾の発展パターンによって規定されるといえる。中国が台湾に経済制裁を発動した場合，中国経済のみならず世界経済にも大きな影響を及ぼしかねないが，中国政府が経済発展を現段階の最優先の課題と

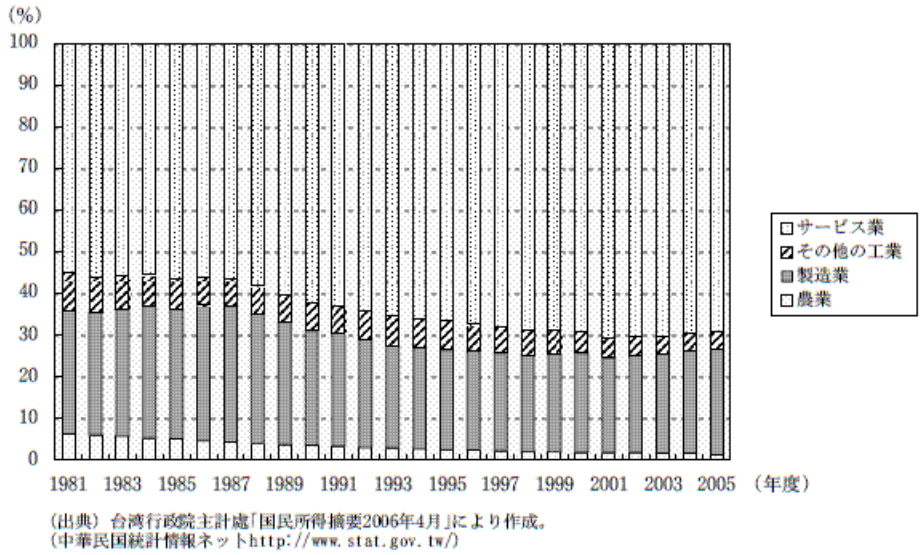

(出典) 台湾行政院主計處「国民所得摘要2006年4月」により作成。
(中華民国統計情報ネットhttp://www.stat.gov.tw/)

図５　台湾の実質 GDP に占める各産業のシェアの推移

して経済政策を推進していること，また，経済制裁が中国自身にももたらされるマイナスの代価が大きいことなどを考えるとその可能性は極めて低いと思われる[43]。

では，台湾での「代替効果」による「産業空洞化」に関してはどのように見るべきであろうか。「産業空洞化」の定義についてコンセンサスが確立されていないが，経済現象による分類では，広義の空洞化（経済発展段階が高度化するにつれて，第二次産業の比重が低下し，第三次産業の比重が上昇する，いわゆる経済構造の高度化）及び狭義の空洞化（貿易拡大や直接投資を通じて，国内生産部門が海外へ移転し，国内の製造業部門が縮小し，弱体化すること，またそれによって失業率が拡大すること）がある。「広義の空洞化」の定義によると，「空洞化」の結果により国内経済に占める製造業の割合が縮小するが，それは必ずしも海外投資の拡大により引き起こされるわけではなく，また，それによって経済成長率が低下するとは限らない。この点に注目すれば，空洞化というよりも「脱工業化」や「サービス化」に近い概念である[44]。実際に「台湾の実質 GDP に占める各産業のシェアの推移（図５）」及び「台湾の就業者数全体に占める各産業のシェアの推移（図６）」を検証してみると，確かに台湾では 1980 年代後半から「広義の空洞化」または「脱工業化」が進展しつつある。だからといって「製造業の弱体化」が起こったとは言い切れない。特にここでは「代替効果」による台湾の「産業空洞化」問題を取り扱うため，「製造業の弱体化」が起きたかどうかを検討する必要があると考えるため，「狭義の空洞化」を採用する。「製造業の弱体化」を判定する指標として＜製造業の実質国内付加価値生産額の推移＞を用いる。また補完的な指標として＜製造業の労働生産性指数・製造業競争力指数の推移＞を利用し，台湾国内失業率拡大の検討を加えて台湾での産業空洞化の発生を検証してみる。

まず，実質国内付加価値生産額が持続的に減少していれば，製造業の弱体化が直接的に示されることになる。1991 年よりの企業の対中投資が開放されて以来，台湾の製造業付加価値生

43) 童 振源 (2003) pp. 185-214, pp. 227-270, pp. 331-386
44) 鈴木将覚 (2002) pp. 1-3, 伊藤信悟 (2004) pp. 1-5

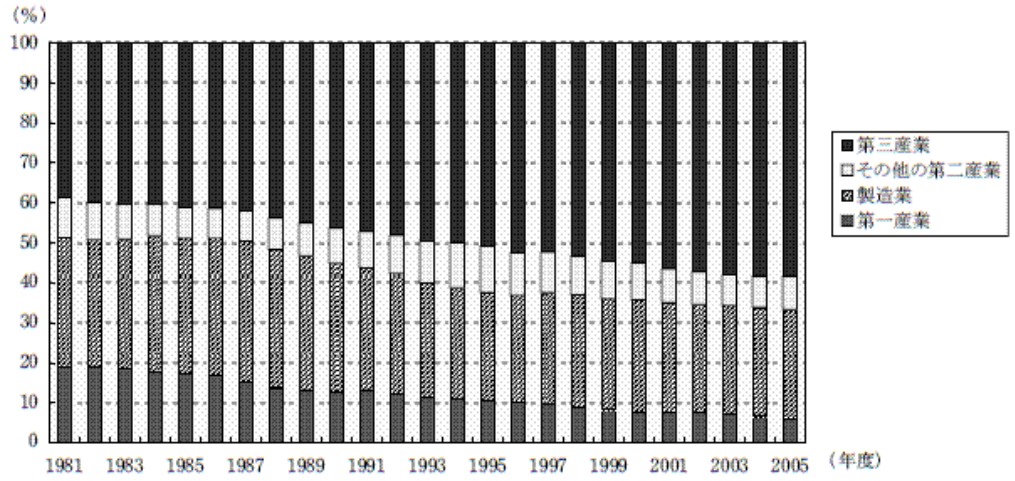

（出典）台湾行政院主計處「2005人力資源調査統計」により作成。
（中華民国統計情報ネットhttp://www.stat.gov.tw/）

図６　台湾の就業者数全体に占める各産業のシェアの推移

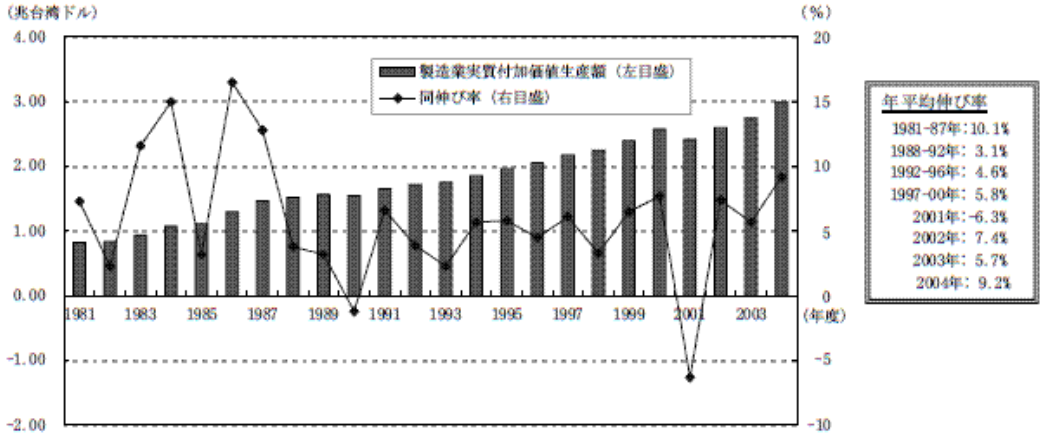

（出典）台湾行政院主計處「国民所得摘要2006年4月」により作成。
（中華民国統計情報ネットhttp://www.stat.gov.tw/）

図７　台湾の製造業付加価値実質生産額及び実質伸び率の推移

産額の実質伸び率は，1997－2000 年の期間に，年平均で 5.8%に達しており，1992－1996 年の 4.6%よりも高い。2001 年の同実質伸び率は▲6.3%と大幅なマイナスとなったものの，2002 年の同伸び率は 7.4%と再びプラスに転じており，2003，2004 年にも 5.7%，9.2%と高水準にある。これらの数字から判断すると，現時点において製造業は持続的な生産低迷という状況にはないことがわかる（図７を参照）。もちろん，これはすべての製造業の付加価値伸び率が一律に伸びたのではなく，表２の業種別付加価値実質生産比率の変化と合わせてみるとわかるように，労働集積産業（1985 年の上位５位の紡績業，衣服・装飾・紡績製品業，食品飲料業，輸送運搬道具製造・修繕業）から資本集積産業（2005 年の上位５位の電子部品製造業，石油及び炭製品製造業，パソコン・通信及びマルチメディア電子製品製造業，精密・光学・医

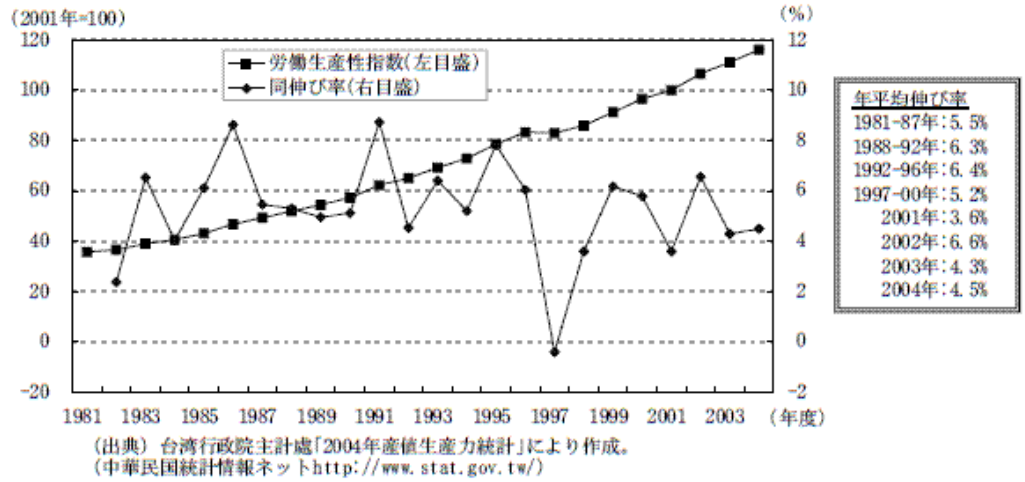

図８　台湾の製造業労働生産性指数の推移

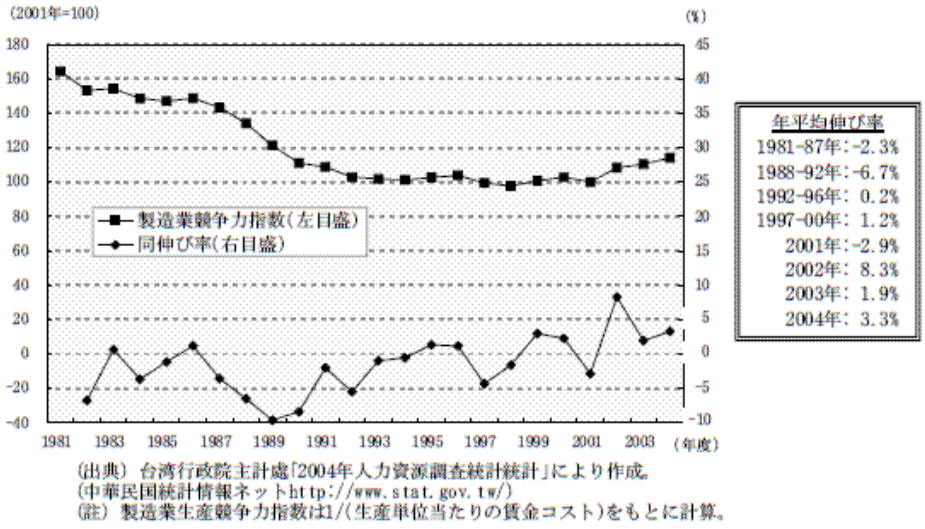

図９　台湾の製造業競争力指数推移

療器材及び時計等の製造業，機械設備製造・修繕業）への転換が行われた結果である。

次に，製造業の労働生産性及び製造業競争力の指数の伸び率のいずれも低下している場合は，製造業におけるイノベーションの低迷，あるいは，雇用調整などの構造調整が進んでいないことが示唆されることになるが，基本的に台湾製造業の労働生産性指数は上昇傾向を保っており，そのスピードも速く，労働生産性の低下も起こっていないことがわかる（図８を参照）。1997-2000 年の年平均伸び率は，5.2%と高い比率を保っており，2001 年以降もそれぞれ 3.6%（2001），6,6%（2002），4.3%（2003），4.5%（2004）と高い伸びを記録している。もちろん，労働生産性について，高学歴の高度専門職の労働生産性と単純労働のそれとでは伸び率が大きく異なるが，少なくとも製造業全体が弱体化してきているわけではないことが示されるであろ

表３　年度別失業率推移表

単位：%

	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997
台湾	1.51	1.51	1.45	1.56	1.79	2.60	2.72
	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
台湾	2.7	2.9	3.0	4.6	5.2	5.0	4.4
韓国	7.0	6.3	4.4	4.0	3.3	3.6	3.7
香港	4.7	6.2	4.9	5.1	7.3	7.9	6.8
シンガポール	2.5	2.8	2.6	2.6	3.6	4.0	3.4
日本	4.1	4.7	4.7	5.0	5.4	5.3	4.7

（出典）台湾行政院主計處『國民經濟動向統計季報』，日本内閣府『世界経済の潮流 2006 年春』「（資料２）国・地域別経済統計」

う。また，生産単位当たりの賃金コストを用いた製造業競争力指数について 1991 年に企業の対中投資が開放されて以来一時的に製造業競争力指数伸び率がマイナスに転落する時期もあるが，2001 年 11 月 20 日からの「積極開放，有効管理」政策が実行された後の伸び率は，8.3%（2002），1.9%（2003），3.3%（2004）であり，いずれも正の伸び率が保たれている（図９を参照）。

台湾の失業率について，1991 年から 2000 年にかけ，緩やかに増加する傾向がうかがえるが，台湾当局が第５段階の規制緩和策を推進し始めてからの 2000 年の 2.99%から 2001 年の 4.57%に急増し，その後も４%強の高い比率が維持されている（表３を参照）。失業率の推移だけをみると「空洞化」による失業率の拡大が起きたように思われるが，前述したように 1980 年代後半から「脱工業化」が発生し，産業構成も大きく変化しつつあることも考慮に入れると結論はそう簡単に言えるものではない。ここで台湾の失業率の拡大を「台湾産業別就業者数指数推移」も踏まえて検討してみる。各産業の就業者数について農林漁牧産業の就業者数指数が 1991 年 154.40 から 2001 年の 100 に，2004 年にはさらに 90.98 に減少したが，第三次産業のサービス業の就業者数指数は 1991 年 73.40 から 2001 年の 100 に，2004 年には 106.73 に増加し，第二次産業の工業とその中の製造業はほぼ横ばいになっている（図 10 を参照）。失業率の拡大は，製造業の弱体化を意味するものではなく，産業高度化に伴ってサービス産業の雇用が増えたが，その雇用の吸収力が第一次産業の

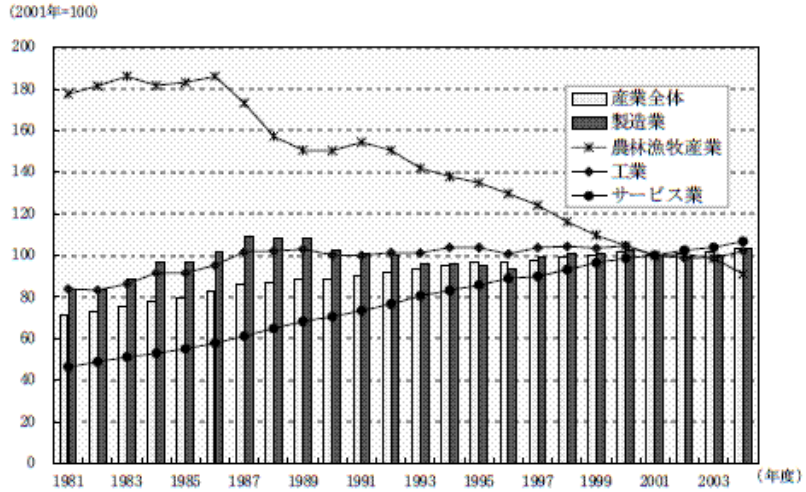

（出典）台湾行政院主計處「2004年産值生產力統計」により作成。
（中華民国統計情報ネットhttp://www.stat.gov.tw/）

図 10　台湾の産業別就職者指数推移

雇用減少に及ばなかったことが原因である。また，経済発展段階の近いアジア NIEs の国々に比べても台湾の失業率が格別に高いとも言えなく，むしろ高度サービス産業社会の本来の姿であるといってよい。

以上，これまでの企業の多額な対中投資が台湾における製造業の持続的な弱体化をもたらし，産業空洞化の現象を惹起していると判断することはできない。1990 年代以後の台湾の経済成長は，対中規制緩和にはじまる両岸経済関係の発展によって強く規定されたことは明らかである。

むすびにかえて

本稿から，台湾の発展パターンが対中規制緩和に伴う中国への投資と輸出の拡大を不可欠の構成要素としてきたことが明らかになった。それは，リアリズム的なアプローチの観念的性格を明らかにしている。今日なお規制が存続しているとはいえ，1990 年代以後の対中政策は基本的に規制緩和を基調としたものであり，台湾の中国への依存度上昇とともに成長する台湾の発展ダイナミズム，さらにそれを不可欠の支柱とする民主化の進展を前提とせずに，台湾の政治的位置の上昇はありえないのである。

だが，一方，そうした台湾の発展パターンの展開と台湾の政治的位置の確保にとって，「台湾主権問題」が大きな制約要因となっていることが，WTO での交渉や「三通」問題で明らかとなった。その意味では，単に経済的相互依存関係が発展すれば安全保障もまた確保されるというリベラリズム的主張には限界が存在するのである。そしてまた，台湾内部の種々の論争は，実際の対中規制については相違点を見せないにもかかわらず，「主権問題」へのイデオロギー的相違を基礎に展開されているのである。当局の対中経済緩和は交渉不要な領域で対中経済規制を一方的に緩和してきたものであり，中国との交渉が必要な領域は依然として残されていることを看過してはならない。

「主権問題」については，これまで前後して台湾国内には大きく「一つの中国[45]」と「二つの中国[46]」という見方が取り上げられた。しかしながら，「一つの中国」論に立脚しても大陸の民主化が統合の前提となり，そして「二つの中国」論が当面は緊張を増幅する傾向にあることから現状では台湾国内から解決に導く道は探れない。一方，中国側が主張する「一国二制度」は台湾アイデンティティーの定着から困難である。

リアリズムとリベラリズムという伝統的なアプローチの超克については，Bull, H. やそれを引き継ぐ佐々木隆生の「国際社会」論がある[47]。それは，基本的に国家を主体とする国際関係が，一定の秩序を有する「国際システム」，さらに共通の価値や規範に基づく「国際社会」形成に向かうことを展望している。その延長上に，欧米と日本の帝国主義的角逐の場とされた第２次大戦以前と冷戦期には，固有のシステムも社会も形成しうる契機をもたなかったのであり，現代の東アジアは今日はじめて固有の地域的国際システムあるいは国際社会形成の課題に直面していると言えよう。両岸関係は言うまでも無くその課題の中心に置かれる。

だが，問題の解決はそう容易ではない。「国

45）1991 年２月 23 日に国家統一委員会により決定された「国家統一綱領」によるものであり，その内容には民主的で，自由で，豊かな中国を作る目標のもととして，四つの原則及び三つの進程がある。「一つの中国」を原則とするが大陸の民主化を統合の前提とする。国民党李 登輝時代から中国に対する台湾主権政策の最高指導原則となっている。「国家統一綱領」は 2006 年２月 27 日に陳 水扁総統によって「終止」が決定された。現在でも野党としての国民党の中国主権政策のもととなるものである。

46）1999 年７月９日にはじめて李 登輝前総統がドイツのメディアの取材に応じて語った「特殊な国と国の関係」はそのもとであり，これを引き継いだ 2000 年よりの与党民進党政権の中国に対する台湾主権政策の基軸となる。

47）佐々木隆生（2001）。

際社会」論は国家を主体とするディスコースに他ならないが，両岸関係はそもそも中国が台湾の「主権」を否認していることに基礎を置いているからである。そこで，課題は二重となる。既存の「主権」に関する通常の国際的取り扱いを超えて，台湾アイデンティティーに基づく台湾の存在を今後いかに国際的に承認させうるのか。そして，次にそのような台湾の存在を含めたアジアなり東アジア地域固有の安定をどのような価値や規範に基づき，また東アジアの安定を主導する諸国が集団的にせよ単独にせよどのような「国際公共財」供給を含んでどのような方向で牽引するのか，である。言い換えれば，両岸関係の現在と将来に関する考察は，こうした国際政治経済学の中心課題への接近を必要としているのである。今後，こうした課題に取り組むことを約して本稿を閉じることとしたい。

謝辞　本稿の執筆にあたり，北海道大学公共政策大学院佐々木隆生教授には細部にわたりご指導を賜った。また，査読委員の先生からも貴重かつ有益なコメントを頂いた。この場を借りて深く感謝の意を表したい。

参考文献

（日本語文献）

[1] 張　栄豊（1992）「台湾からみた海峡両岸経済交流」丸山伸郎編『華南経済圏』アジア経済研究所，pp. 294-332

[2] 石田　浩（1993）「台湾の経済成長と中台関係」「台湾資本の中国進出と両岸経済関係の進展」『共同幻想としての《中華》』田畑書店，pp. 104-165

[3] 高　長（1994）「台湾と大陸中国との経済関係についての分析」『大陸・香港・台湾からみた中国経済』アジア経済研究所，pp. 133-161

[4] 朝元照雄（1996）「台湾の対中国投資の進展－対立から民間交流へ－」『現代台湾経済分析』勁草書房，pp.174-204

[5] 左　原（1996）「台湾と中国大陸の貿易・投資関係の経済分析」『問題と研究』25(7)，pp. 42-63

[6] 石田　浩（1999）「中台経済交流の歴史とその展望」「香港返還後の中台経済交流の展望」『台湾経済の構造と展開』大月書店，pp. 131-175

[7] 李　登輝・中嶋嶺雄（2000）『アジアの知略』光文社

[8] 冷　照彦（2000）『台湾の選択－両岸問題とアジアの未来－』平凡社新書

[9] 佐々木隆生（2001）「ステイトとネイション－近代国民国家と世界経済の政治経済学(6)－」北海道大学『經濟學研究』第 51 巻第 3 号，pp. 1-29

[10] 鈴木将覚（2002）「国内産業の空洞化をどう考えるか」みずほ総合研究所『みずほリポート』

[11] 伊藤信悟（2004）「台湾の「産業空洞化」問題と台湾経済の進路」みずほ総合研究所『みずほ総研論集』2004-Ⅱ号

（中国語文献）

[1] 鄭　竹園（2000）『大陸経済改革與両岸関係』聯経出版社

[2] 李　英明（2001）『全球化時代的台湾和両岸関係』生智出版社

[3] 高　長（2002）『大陸経改與両岸経貿関係（修訂三版）』五南出版社

[4] 陳　博志（2002）「對大陸投資的整體策略－釐清＜戒急用忍行穩致遠＞政策意涵，還原＜積極開放有效管理＞政策真諦」『臺灣經濟研究月刊』25(4)

[5] 高　長（2003）「入会前後外資在大陸布局策略之変化與対我影響分析」『経済情勢暨評論季刊』(2003-6)

[6] 童　振源（2003）『全球化下的両岸経済関係』生智出版社

[7] 魏　艾編著（2003）『中国大陸経済発展與市場転型』揚智出版社

[8] 陳　美菊，李　淑麗（2003）「我國對大陸貿易結構轉變分析」『經濟研究』第４期，行政院經建

會經濟研究處
［9］ 李　紀珠，宋　秀玲（2003）「台商課税與大陸資金回流」『国家政策論壇季刊』（2003-10）
［10］　家星（2004）「兩岸資金流動問題之探討」『展望與探索』2（10），法務部調査局

（英語文献）
［1］ Bull, H.(1995), *The Anarchical Society : A Study of Order in World Politics, Columbia University Press,* New York（臼杵英一訳［1977］『国際社会論：アナーキカル・ソサイエティ』岩波書店，2000 年）
［2］ Dunning, J. H. and Narula, R.（1996）, " The Investment Development Path Revisited: Some Emerging Issues ", *Foreign Direct Investment and Governments: Catalyst for Economic Restructuring,* John H. Dunning and Rajneesh Narula, eds., London; New York : Routledge
［3］ Roger van Hoesel（1996）, " Taiwan: Foreign Direct Investment and the Transformation of the Economy ", *Foreign Direct Investment and Governments: Catalyst for Economic Restrucuring,* John H. Dunning and Rajneesh Narula, eds., London; New York: Routledge
［4］ Robert E. Baldwin（1996）, " The Political Economy of Trade Policy: Integrating the Perspectives of Economists and Political Scientists ", *The Political Economy of Trade Policy: Papers in Honor of Jagdish Bhagwati,* Robert C. Feenstra, *et. al*., eds., Cambridge, MA: MIT Press
［5］ Dale C. Copeland（1996）, " Economic Interdependence and War: A Theory of Trade Expectations ", International Security, Vol. 20, No.4（Spring 1996）, pp. 5-41

（インターネット資料・文献）
［1］ 全國法規資料庫入口網站，http://law.moj.gov.tw/fn.asp
［2］ 台湾行政院経済部投資審議委員会，http://61.60.74.130/system_external/ctlr?PRO=FrontPage
［3］ 台湾行政院経済部国際貿易局，http://cweb.trade.gov.tw/default.asp
［4］ 台湾行政院主計処統計ネット，http://www.stat.gov.tw/mp.asp?mp=4
［5］ 李前總統重要言論集 http://www.president.gov.tw/php-bin/docset/listC.php4?_section=7
［6］ 台湾行政院大陸委員会 「両岸大事記（1912. 1-2005. 12）」，http://www.mac.gov.tw/big5/mlpolicy/cschrono/scmap.htm
［7］ ――「両岸経貿交流統計」『両岸経済統計月報』，http://www.mac.gov.tw/big5/statistic/ass_em/
［8］ ――「国家発展会議両岸関係議題共同意見（1996. 12. 28）」，http://www.mac.gov.tw/big5/mlpolicy/ndc2.htm
［9］ ――「跨世紀中國政策白皮書（1999.11.15）」，http://www.mac.gov.tw/big5/mlpolicy/mp9212/mpp01.htm
［10］ ――「經發會兩岸組共識（2001. 8. 26）」，http://www.president.gov.tw/2_special/economic/index-91.html
［11］ ――「落實大陸投資「積極開放，有效管理」執行計畫（2001. 11. 7）」，http://www.mac.gov.tw/big5/cnews/empl02.htm
［12］ ――「加入 WTO 兩岸經貿政策調整執行計畫（2002. 1. 16）」，http://www.mac.gov.tw/big5/economy/WTO/
［13］ ――「兩岸「小三通」推動方案（2000. 12. 26）」，http://www.mac.gov.tw/big5/economy/em0103.htm
［14］ ――「兩岸「直航」之影響評估（2003. 8. 15）」，http://www.mac.gov.tw/big5/economy/dlink01.htm
［15］ ――「中国崛起的危機與風險（2005. 10）」，http://www.mac.gov.tw/big5/mlpolicy/po9408.htm
［16］ ――「陳水扁総統元旦祝辞（2006. 1. 1）」，http://www.mac.gov.tw/big5/mlpolicy/

ch950101.htm
［17］許　振明「落實推展「積極開放，有效管理」之兩岸經貿政策（2001. 8. 31）」，http://www.npf.org.tw/PUBLICATION/FM/090/FM-C-090-179.htm
［18］王　東英「戒急用忍與台灣安保（2001. 11. 1）」，http://www.peaceforum.org.tw/papers/file/CSP9912001.htm